

令和 6 年度事業報告
(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日)

令和 6 年度の事業計画に基づき、次の事業を実施した。

事業名	実施事項	実施内容
1 広報啓発活動（定款第 4 条第 1 号関係）		
(1) 広報啓発	暴力団排除気運の醸成	◎ 広報宣伝活動の実施 ○ 広報重点 ◇ 暴力団追放「三ない運動プラス 1」の実践 ◇ 暴力団相談電話 ナニサ ヤクザゼロ 017-723-8930 の広報 ◇ 不当要求防止責任者講習受講者の拡大 ○ 実施状況 ◇ 報道機関による広報（掲載、放映、放送） ・ ラジオ 2 社（RAB、FM） ・ 県内新聞 2 社 ・ バス車内放送 期間中 青森市営バス 八戸市営バス ◇ ホームページによる広報 当センターホームページでの広報 ◇ ポスターによる広報 県内の各バス事業所、JR 駅、私鉄駅、金融機関、浴場、飲食店、パチンコ店、商工団体、暴力団社会復帰協力団体、公益事業所、市町村等に配布広報 ◇ 公衆が集う場所における広報 青森市所在の「極楽湯の男女洗い場の鏡」に暴排及び賛助会員募集シールを貼付しての広報強化 ◇ 青森市営バスをラッピングしての広報 青森市内を運行する青森市営バスに暴排ポスター、標語等をラッピングしての広報
	暴迫あおもりの作成配布	◎ 情報発信活動～暴迫あおもりの作成、配布 A4 二つ折りサイズと三つ折りリーフレットの「暴迫あもり」を作成し、 ・ 各職域暴排団体、地区暴迫協議会及び各団体企業等 ・ 不当要求防止責任者講習会の受講者に配布
	ポスターの作成配布	◎ 暴力団追放作品の作成、活用 暴力団追放作品コンクール金賞作品のポスター（金賞標語入り）を作成し、県内各警察署等に配布したほか各種総会等の資料の表紙に使用
	各種資料の配付	◎ 広報資料の配付 「民暴相談のしおり」、「企業・行政対象暴力の現状と対策」等の資料を各種総会等で配布

	カレンダーの作成配布 暴追連絡員の研修会等の実施	◎ A4二つ折りサイズのカレンダーの作成、配布 ◎ 暴追連絡員に対する委嘱状交付式及び研修会の実施 4月4日、青森市内のホテルにおいて、暴追連絡員15名が出席のうえ、委嘱状交付式と研修会を実施
(2) 暴力団追放作品コンクールの実施	少年の暴力団加入阻止、離脱活動の推進	◎ 第33回暴力団追放作品コンクールの実施（6月11日審査会） ○ 募集対象～県内の中・高校生 ○ 作品の活用 中学生、高校生の部の金賞ポスターと金賞標語を組み合わせた暴排ポスターを作成して活用
(3) 視聴覚教材の貸出	暴排DVD・ビデオの貸出	◎ 暴力団対策用DVD・ビデオ（暴力団対応要領等）貸出し ○ 職域暴排団体・企業 7件
(4) 暴力団追放県民大会の開催	暴力団排除気運の醸成	◎ 令和6年10月23日、「第33回暴力団追放・銃器薬物根絶青森県民大会」を開催
2 相談・助言事業（定款第4条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号関係）		
(1) 暴力団員による不当な行為の被害者等からの相談及び相談に関する助言	暴力団に関する相談活動	◎ 暴力相談活動 令和6年度の相談受理件数 ○ 期間中相談受理件数 138件 ・ 常設相談室における面接相談 2件 ・ 電話相談 10件 ・ メール 0件 ・ その他（属性照会） 126件 ○ 相談内容 ・ 暴力団絡みの被害防止等
(2) 少年からの相談及び相談に対する助言	少年への暴力団の影響を排除するための相談活動と支援活動	◎ 少年からの相談活動 該当事案なし
(3) 暴力団離脱希望者からの相談及び相談に対する助言	暴力団員等の組織離脱活動の推進	◎ 暴力団からの離脱促進活動 該当事案なし
(4) 研修会への講師の派遣	不当要求防止対策方法の浸透	◎ 講師（暴力追放相談委員）派遣 ○ 県下地区暴排団体・職域暴排団体、企業及び行政に講師を派遣
3 助成、貸付事業（定款第4条第2号、第5号、第9号関係）		
(1) 被害者見舞金の支給	被害者の保護と救済	◎ 暴力団被害者に対する見舞金支給 該当事案なし
(2) 貸付	被害者への貸付事業	◎ 訴訟費用及び被害修復費用の無利子貸付 該当事案なし ◎ 暴力団事務所撤去活動の支援 該当事案なし

(3) 暴力団追放活動支援金給	暴力団追放運動支援	◎ 各暴力団排除団体に対する支援 暴力団排除資料(「暴追あおもり」等)を県下職域暴排団体・企業等へ提供 ◎ 暴力団追放活動支援金支給 該当事案なし
(4) 離脱者雇用給付金支給	暴力団員の社会復帰対策事業の推進	◎ 受入企業の拡大活動 受入企業の拡大と継続協力依頼 ◎ 離脱者雇用給付金の支給 該当事案なし
4 暴力団事務所使用差止請求関係事業(定款第4条第6号関係)		
事務所使用差止請求	事務所付近住民の平穩の維持	◎ 暴力団事務所使用差止請求訴訟 該当無し ◎ 制度の周知徹底を図るための広報 各種活動により広報を実施
5 講習、研修事業(定款第4条第7号、第10号関係)		
(1) 責任者講習	不当要求防止責任者講習	◎ 不当要求防止責任者講習の開催 講習は、責任者に選任された際に受ける「選任時講習」、概ね3年ごとに受ける「定期講習」、そして、臨時的に開催する臨時講習があり、選任時講習と定期講習は合同で開催している 昨年度は、選任時講習・定期講習は、18回開催し、591人が受講、臨時講習は1回開催し、64人が受講 また、これとは別に職域暴排の5団体から依頼を受けて、5回延べ300人に対して講話を実施
(2) 少年指導委員に対する研修	研修会の開催	◎ 少年指導員研修会における講話の実施 青森市、八戸市において、都合2回に渡って、少年指導委員40名に対し、少年の暴力団への勧誘や加入要求等の不当要求行為予防活動等についての講話を実施
6 調査、資料収集(定款第4条第11号関係)		
調査及び情報収集	暴力団排除に関する調査研究	◎ 暴力団情報収集 県内公刊物等により4件、8人のデータを収集 ◎ 他研修会などへの参加 全国暴追センター、弁護士会等が主催する研修会等へ参加するなどして各種情報を収集 ◎ 第22回民事介入暴力対策研究会の開催 令和6年7月3日、弁護士、警察本部、当センターの三者で、第22回民事介入暴力対策研究会を開催
7 その他		
暴力団社会復帰対策協議会の開催	暴力団員の社会復帰促進活動	令和6年11月25日、青森市内において総会を開催し、副会長一人が交替